

## 第22回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第22回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成23年8月26日 午後1時30分から午後3時まで
3	会 場	安曇野市豊科公民館 2階大会議室
4	出席者	内川委員、宮川委員、板花委員、勝野委員、藤澤委員、丸山委員、横川委員 布施委員、水谷委員、谷委員、宮崎委員、小林委員、宮下委員、唐澤委員 中山委員
5	市側出席者	都市建設部：新家部長、都市計画課：内田課長、横川係長、田中主査、中村主事 下水道課：井口課長、山浦係長
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	平成23年9月8日

### 協 議 事 項 等

#### 1 会議の概要

##### 1. 開会 (事務局)

##### 2. あいさつ (新家部長・藤澤会長)

【本日の出席委員 15名で審議会成立】

(議事録署名人 宮崎委員、小林委員)

##### 3. 事務報告

- (1) 第21回審議会議事録の訂正について
- (2) 第21回審議会の事務報告

##### 4. 審議案件

- (1) 豊科都市計画、穂高都市計画、三郷都市計画及び堀金都市計画下水道の変更について (市決定)

##### 5. 報告

- (1) 安曇野市の下水道について
- (2) その他

##### 6. 閉会

#### 2 審議案件の意見概要

##### ● 審議内容

- ・ 豊科都市計画、穂高都市計画、三郷都市計画および堀金都市計画下水道の変更について (市決定案件 名称の変更、排水区域の変更)
- ・ 意見書の提出 (1件)

##### ● 委員からの質問・意見 (○ 委員からの質問・意見の概要、→ 事務局回答)

○意見書に関連したことだが、この市の回答をみると安曇野市の公共下水道事業は複数あると考えられるが、安曇野市は一つであり、市の公共下水道の事業計画は一つであるべきではないか。

意見書について、本人に対してはどのような回答をしているのか。審議された結果どのようになったか、公表されるのか、どのように本人に伝えるかを明文化しておいた方がよいのではないか。

今回の都市計画の変更は、旧町村の単位で変更しているが、安曇野市は一つであるのに、いつまでこういった状況が続けていくつもりなのか。(委員)

→次年度以降の事業認可の取得ということから、流域下水道の名称変更から始まり、計画の変更を行った。明科地域の排水区域についての変更は行わなかった。しかし、できるだけ早い時期に計画の変更をしていきたいと考えている。(事務局)

→公告については、都市計画協会から出ている手引にひな型がありこれに沿って行っている。県はこの後に意見書の取り扱いについての記載がある。安曇野市でもこのような点については、市の文書法規、各市町村の例を見て検討したい。

提出者への対応としては意見書の傍聴に来ると、議事録の概要をホームページに掲載しているのもので、そこでの確認ができる。(事務局)

→都市計画区域が旧町村単位であるということであるが、これを1つの区域にするには、県が定める都市計画区域マスタープランの変更が必要である。ひとつになるということは、豊科地域の線引き廃止イコール区域マスタープランの統一ということになる。それまでは、どうしてもこのような変更の方法となる。(事務局)

○犀川流域の事業と、明科は農業集落排水事業の2つがあると思う。そういったエリアのすみ分けがあり、その理由で一緒におこなわないと思っていたが。予算書を見ると、それぞれ独立した事業になっているので、農業集落排水事業とは違うと思ったのだが、安曇野市下水道事業の一本化を進めるという考えで良いのか。(委員)

→明科については、農業集落排水事業が4か所あり、旧明科町で作った処理場につながる単独事業がある。流域関連公共下水道と単独公共下水道で別の事業認可ということで、計画もそのように分けさせていただいてある。農業集落排水事業については、農水省の関係ということで、今回の明科都市計画を変更しなかったことはリンクしていないということである。(事務局)

○今回の区域の変更は、処理分区内の汚水の排水区域、汚水の集水の範囲と認識しているがそれで良いのか。

旧穂高町ではかなりの部分を区域外流入しているが、ほとんどが農地である。土地利用計画では田園環境区域であり、家を建てるには調整が必要である区域があるが、市民とすればこの部分については排水区域になり、開発してもいいという段階になったと考えられる可能性がある。農振白地の区域でもある。この辺の考え方の基本をどのように持っているのか。

穂高、堀金地区の削除地域は、別荘分譲地やゴルフ場があるが、基本的に自前で処理してほしいという考えなのか。(委員)

→処理区域の考えについては、委員のおっしゃる通り、処理分区内の排水区域の件である。今回除外する部分については、だいが浄化槽の普及が進んでいる。泉郷まで敷設しても費用対効果が得られないと考えられ、合併浄化槽での対応でそれに補助を出すことで考えている。

別荘、宿泊施設については対象にはならない。普通の家については補助金を出すことで対応していくと考えている。(事務局)

→既に本管が設置されており、申請があればすぐに下水に接続できるような状態である場所を今回取り込んだということである。これから本管等を入れて積極的に整備していくということではない。(事務局)

→排水区域に入ったから、すぐに開発できるということではない。土地利用基本計画に開発要件を定めているのでそれに基づいて、また田園環境区域であれば3辺接続などの条件を見ていく。排水処理区に含まれるからという理由では開発できない。あくまでも土地利用基本計画の基準に沿って考えていく。(事務局)

○今回除外する泉郷付近は、集中合併浄化槽がついているので問題はないと思うが、穂高温泉供給が所有する温泉管と一緒に下水管が穂高山麓地域にあるが、市の整備計画では25年度以降となっているが、どのように考えているか。(委員)

→穂高温泉供給株式会社と何度か協議を重ね、現在浄化槽が8か所あり、下水管がそこまで迎えに行き接続し、別荘区域内の整備は行わないという考えでいる。

温泉権利を持たず合併浄化槽を使っている方については、合併浄化槽に対する補助で対応する考えである。(事務局)

○総合的に土地利用計画、都市計画、農振法などで制度上整合性はしっかりとれているか。(委員)

→基本的には区域外流入については、家があるところを入れている。先ほど委員からも意見があったが、集落間を結ぶ本管の部分で、マスの取り出しが可能な部分について地域を拾った。(事務局)

○自主条例の前の開発行為が起きており、開発者負担でそれを区域外流入として入れたという理解で良いか。計画変更、事業認可も受けずに市が行ったということではないという理解で良いか。(委員)

→市が費用を負担して下水道を引いたものを区域に入れたのではない。(事務局)

○土地利用条例があるのでそういうことに整合性のある地区外流入、本管敷設について注意いただきたい。(委員)

○明科は農村集落排水事業、穂高は特定環境保全事業で行っているなど事業が分かれているが、明科の公共下水道だけは、早い時期に変更を行っていただきたい。

特定環境保全事業の区域をつなぎこむときには、排水面積が増え、流域下水道の処理能力等が大丈夫かなど、県との協議を十分行う必要がある。(委員)

→流域下水道を管理する県と十分相談し、整合を取り、明科については、早い時期に公共下水道の変更をしていきたい。(事務局)

◎第1号議案 「豊科都市計画、穂高都市計画、三郷都市計画および堀金都市計画下水道の変更（安曇野市決定）」について

【議案第1号は賛成多数により原案通り可決する】

3 報告事項の説明概要

(1) 「安曇野市の下水道について」

下水道課説明

- ・ 市の下水道の概要
- ・ 県下水道処理施設の状況
- ・ 接続率について
- ・ 施設の維持管理について

(2) その他

○冒頭に会長から傍聴者の確認があったが、審議会の日程は報道関係、また一般の方にはどのように周知しているのか。(委員)

→審議会は市のホームページで確認することができ、審議会の日程については、2週間ほど前から市のホームページのトップページに「審議会の開催について」が掲載され確認ができる。(事務局)